

法務省「死刑の在り方についての勉強会」 アムネスティ・インターナショナル日本の意見

2011年4月11日

(社)アムネスティ・インターナショナル日本



1、なぜアムネスティは死刑に反対するのか？

死刑は世界人権宣言にある「生きる権利」を侵害する、
残虐で非人道的な刑罰

—人権はすべての人が生まれながらにして持つ権利

—死刑と差別

—政治的利用(抹殺の手段としての死刑)

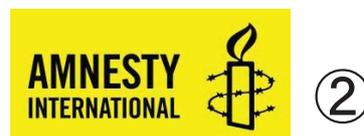
—冤罪の問題

—犯罪被害者・遺族と死刑

—人権政策は、世論調査では決定されるものではない

—死刑と犯罪抑止力

—人間の更生を否定する死刑



2、国際的な状況

- 出典が記されていないものはすべてアムネスティの資料による。
- 期間が記されていないデータは2010年12月末時点または2010年1月1日～2010年12月末のもの。

2-1、2010年の世界の死刑執行

死刑執行人数 少なくとも527人

* 中国の執行数を除く

死刑執行をした国の数 23カ国

法律上または事実上の死刑廃止国の数が世界全体に占める割合 70%

死刑存廃国状況(2009年末時点) 廃止国: 139 / 存置国: 58

あらゆる犯罪に対して死刑を廃止している国の数: 96

通常の犯罪に対してのみ死刑を廃止している国の数: 9

事実上の死刑廃止国の数: 34

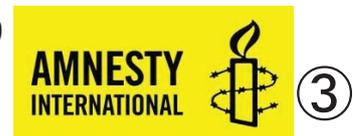


図1：世界の死刑廃止国・存置国

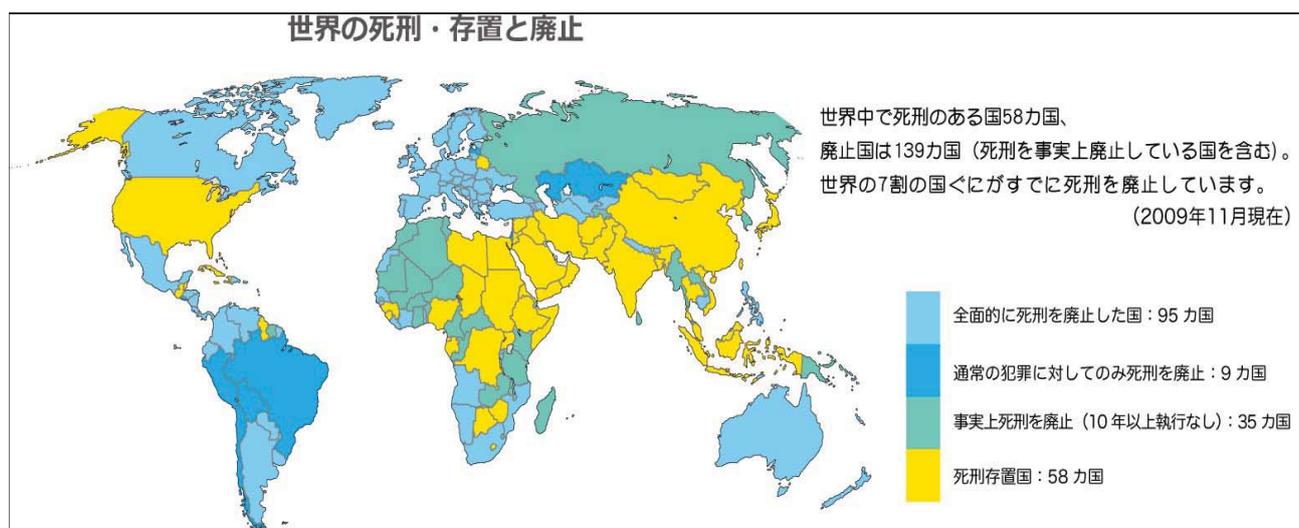


図2:2010年に死刑執行が行われた国

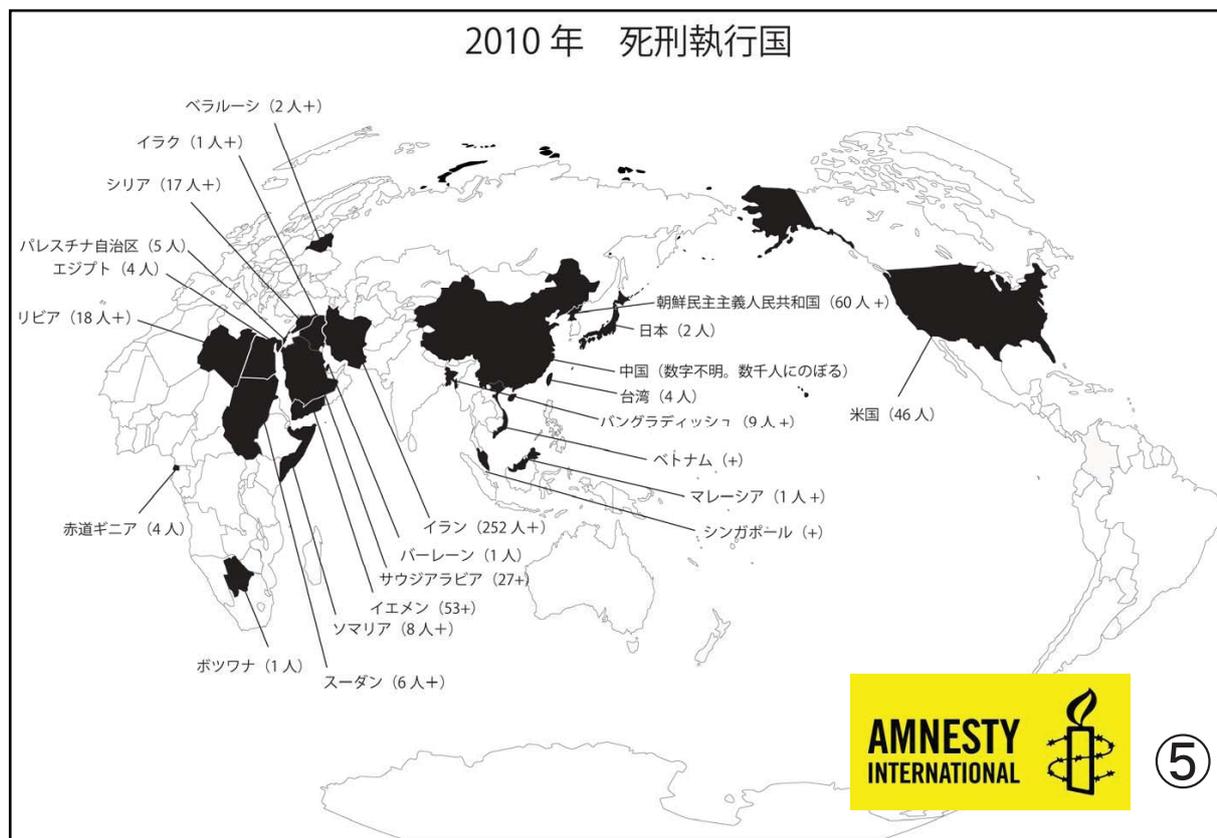


図:3 過去15年間の死刑執行国数の推移

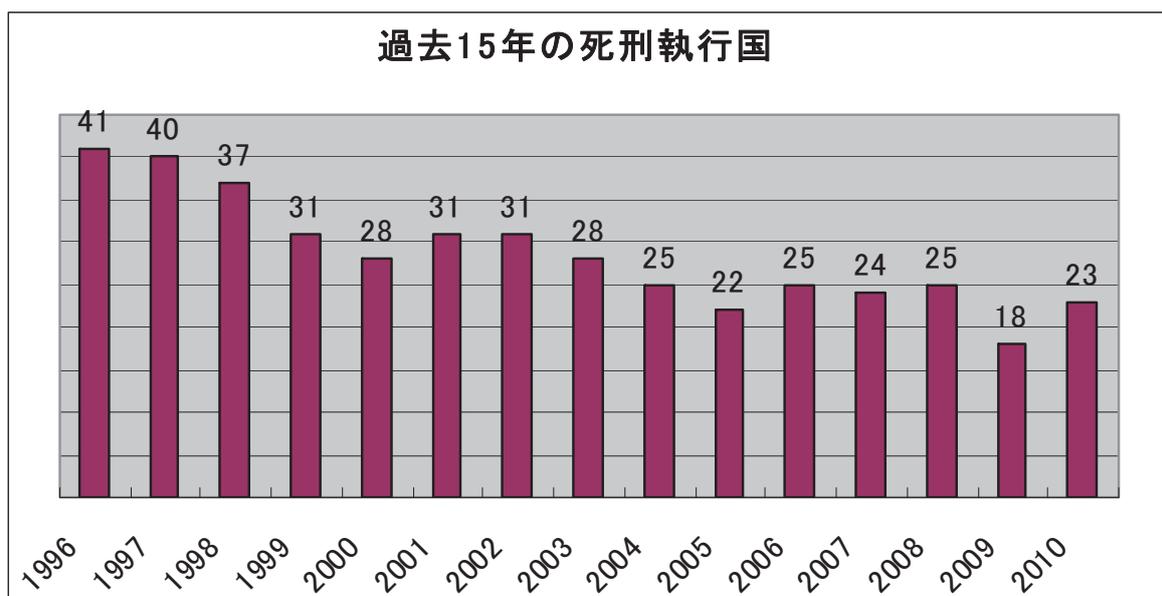
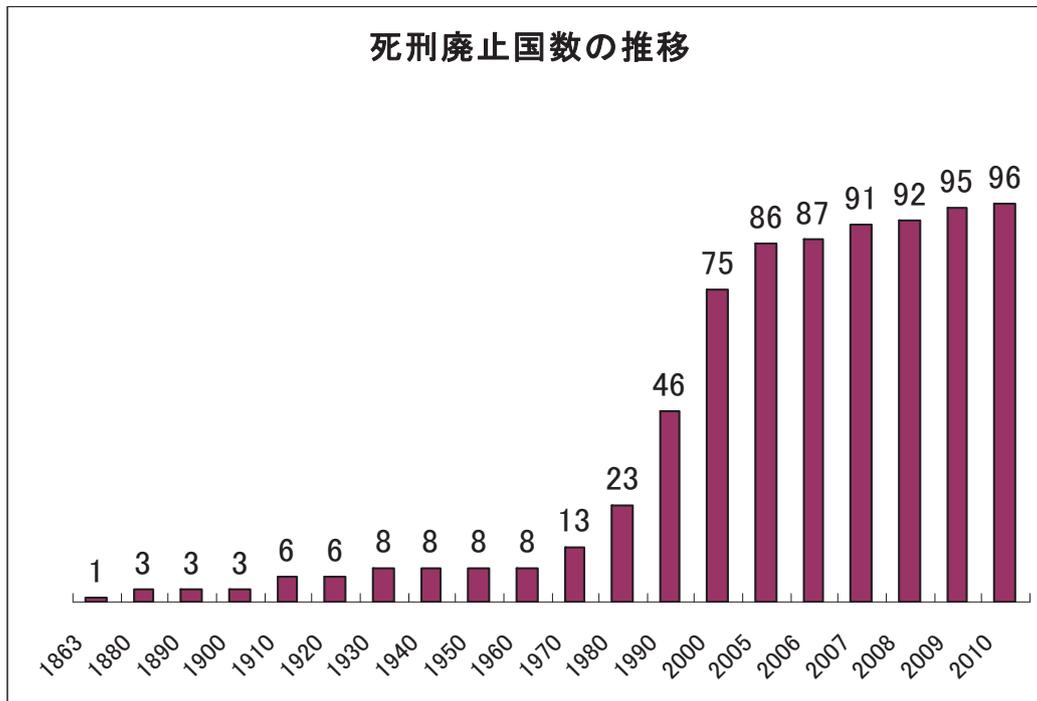


図4:あらゆる犯罪に対して
死刑を廃止している国の推移



⑦

2-2、米国の状況

- 同国では2010年に46人が処刑された(前年から6人の減少)。
- 死刑執行数は、ピークであった1999年の98人から減少し続けており、2010年はピーク時の半分以下にまで減少した。
- 2010年には少なくとも110人に死刑判決が下されたが、これは1990年代中頃の死刑判決数の約三分の一程度である。
- 2011年3月、イリノイ州で死刑廃止法案が成立。全米で16番目の死刑廃止州となった。
- コネチカット、カンザス、メリーランド、ワシントン、モンタナの各州でも、死刑廃止法案を州議会に上程する動きが起こっている。モンタナ州では、2011年2月15日に死刑廃止法案が州上院で可決され、下院に送られた。



⑧

図5、2010年に死刑執行が行われた州

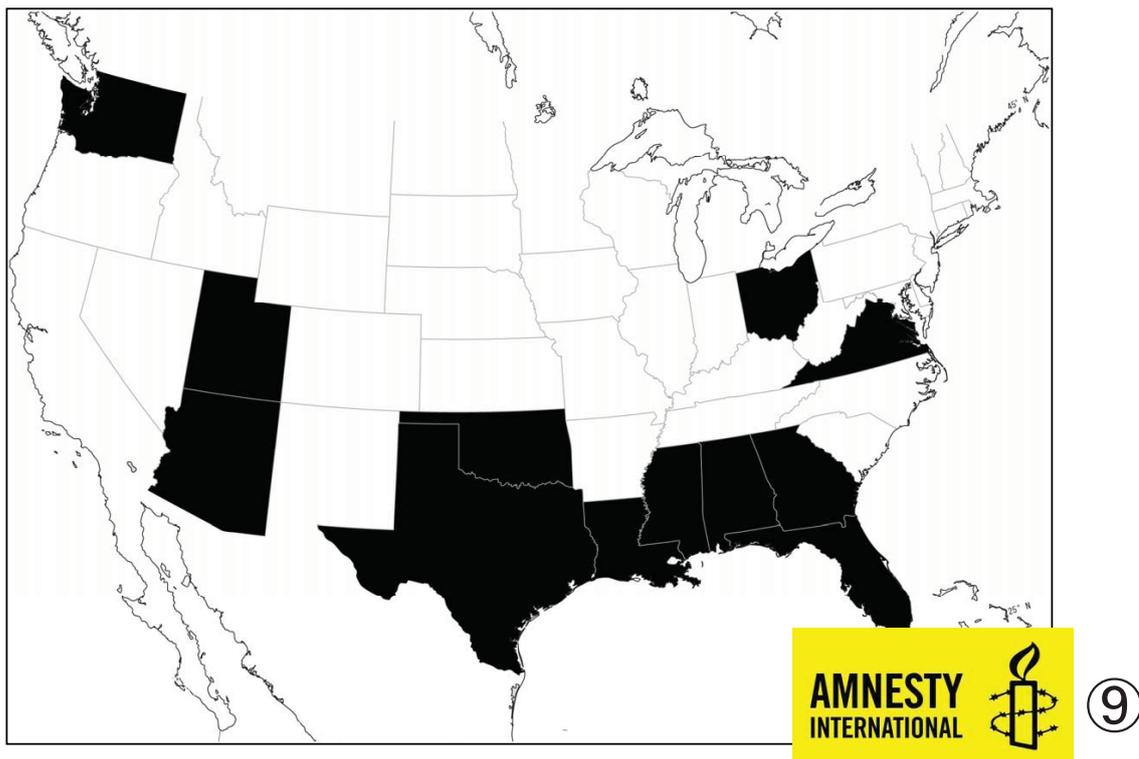
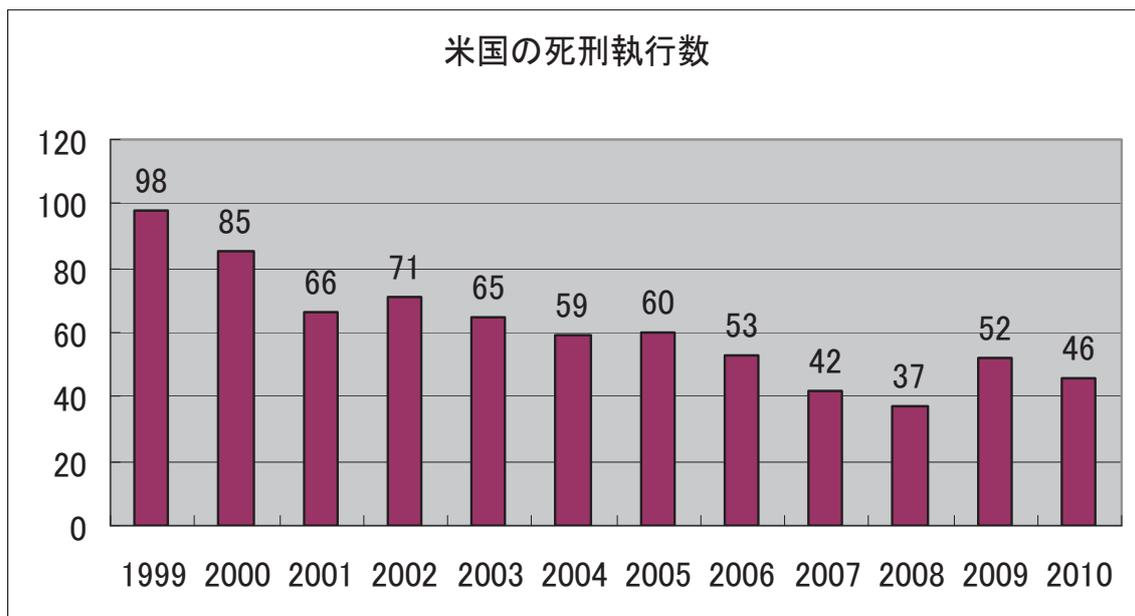


図6、過去10年間における、米国の死刑執行数の推移



2-3、死刑廃止への潮流

- ・ 1990年代半ばには、死刑執行国は毎年平均40カ国→近年は20カ国前後と明確に減少
- ・ 2010年は、台湾やベラルーシなど、死刑執行を中断していた6つの国と地域が、2010年に処刑を行った。
- ・ 2010年には、アフリカのガボンが法律上死刑を廃止し、レバノン、マリ、韓国など国々で死刑廃止法案が国会に提案された(2010年末の時点でいずれも審議中)。
- ・ モンゴルでは、昨年1月に大統領が死刑執行停止を正式に宣言。その後、議会で、死刑廃止を定めた国際条約である「自由権規約第二選択議定書」を批准する法案が検討されている。



モンゴル:エルベグドルジ大統領の死刑執行停止を宣言する演説(一部抜粋・仮訳)

「…国家の自由と独立というものは、市民一人一人の人権、自由、そして自立的な力によって測られるものがあります。…私は、モンゴルの皆さんに呼びかけます。モンゴルが自由と独立を回復した、この慶ぶべき100周年にあたり、私たちの国を、市民が国家によって命を奪われることのない国にしようではありませんか。そして、民主主義国家として、市民が他の市民によって殺されることのない国にしようではありませんか。」(2010年1月14日)



国連総会の死刑執行停止決議

- ・ 2010年12月21日、国連総会において、全世界の国々に対し、死刑廃止を視野に入れて死刑の執行停止を行うよう求める決議が、賛成多数で可決。
- ・ 同様の決議が国連総会で採択されるのは、2007年、2008年に続いて3回目。
- ・ アジアの国で、3回連続反対票を投じた国は、中国、朝鮮民主主義人民共和国、日本の3カ国だけ
- ・ この決議に対する賛成国と反対国の推移は、次の通りです。
【2010年】賛成 109カ国／ 反対 41カ国／ 棄権 35カ国
【2008年】賛成 106カ国／ 反対 46カ国／ 棄権 34カ国
【2007年】賛成 104カ国／ 反対 54カ国／ 棄権 29カ国



3、日本の死刑について

- 3-1、国際人権基準に違反している日本の死刑制度
 - 拷問等禁止委員会からの勧告
 - 自由権規約委員会からの勧告
 - 国連人権理事会の普遍的定期審査における勧告

- ・死刑確定者の処遇、高齢者および精神障がい者の死刑執行、死刑確定者と外部の弁護士との面会などについて、繰り返し勧告を受けている。



3-2、精神障がいに苦しむ死刑確定者

アムネスティは、2009年に日本の死刑に関する報告書を発表し、以下の点について、懸念を表明。

- 日本は、深刻な精神障害を持つ死刑確定者を死刑から保護するよう義務づける国際基準に違反している。
- 日本における死刑確定者の拘禁状態は、残虐、非人道的あるいは品位を傷つける処遇にあたる。



4、最後に

アムネスティは、日本政府に対し、死刑廃止への第一歩として、特に下記の点を強く要請する。

- 死刑の執行停止
- 精神障がいを持つ死刑確定者の処刑を禁止する国際基準の尊重
- 死刑確定者の処遇の改善
- 死刑制度に関する、徹底した情報公開
- 死刑廃止に向けた公的な議論の場の設置

